

3 酸性雨対策

県では、酸性雨の実態を把握するため、昭和63年度から平成17年度まで鹿児島市喜入町で、平成元年度から鹿児島市城南町で自動測定機によるモニタリングを実施しています。

その調査結果によると、国の全国調査結果とほぼ同レベルの酸性雨が観測されていますが、酸性雨による生態系等への影響は、現在のところ本県では確認されていません。

酸性雨は、工場・事業場や自動車からの大気汚染物質が原因とされていますが、我が国では、東アジア諸国からの大気汚染物質の移流による影響も考えられています。

(第1章第1節1-(3)「物質別の大気汚染の状況」の⑪酸性雨の項目を参照)

4 海洋汚染防止

県では、公共用水域の監視の一環として、鹿児島湾や本県の周辺海域等の水質調査を継続して実施しています。

その結果によると、河口付近海域の一部において環境基準を超過していますが、全般的には良好な状況にあります。

しかしながら、閉鎖的な内湾である鹿児島湾については、湾内水と外海水の交換が悪いことに加え、その流入域内に県の人口の約半数が集中していることや産業活動の拡大などにより、富栄養化が懸念されています。

そのため、県では、「鹿児島湾ブルー計画」を策定し、関係機関と連携しながら、生活排水対策や水産養殖業対策など総合的な水質保全対策を推進しています。

5 生物多様性の保全

温帯から亜熱帯に至る南北600キロに及ぶ県土を有する本県には、固有種を含む多種多様な野生生物が生息しています。

県では、ウミガメ保護条例により県内の海岸で産卵するウミガメの保護に努めるとともに、出水地方に渡来するツルの保護対策にも取り組んできました。

奄美大島の大和村には、国において奄美に生息する野生生物の調査研究や野生生物保護思想の普及啓発等を総合的に推進する拠点として、環境省奄美野生生物保護センターが整備されています。

また、平成15年3月には、県内に生息又は生育する希少な野生動植物の保護を図るため「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、平成22年3月現在で42種を捕獲等を禁止する指定希少野生動植物として指定しています。

6 省エネルギーの推進

本県では、平成17年3月に策定した「鹿児島県地球温暖化対策推進計画」において、県民、事業者及び行政がそれぞれの立場で積極的に省エネルギー等の地球温暖化防止の取組を進めていくための行動指針を定め、各種施策を展開しています。

その中で、県民や事業者、行政が一体となって環境保全に向けて具体的な実践活動に取り組む地球環境を守るかごしま県民運動において、電気・水・燃料の削減のための重点行動項目を定め、各家庭や事業所等における実践活動の促進や、環境関連イベント（環境フェア等）の開催を通じ、日常生活や事業活動において身近にできる省エネルギーの取組を推進しています。

また、県自らの省エネルギー対策として、「県庁環境保全率先実行計画」に基づき冷暖房温度の管理や消灯の励行などの節電、日常的な節水、低公害車の導入等を実施し、上水・電気・燃料の使用量削減に取り組んでいます。

7 新エネルギーの導入促進

(1) 新エネルギーの特徴

新エネルギーは一般的にコストが高く、太陽、風力といった自然条件に左右される面がありますが、CO₂の排出が少ないという優れた特性を有しており、また、多くは地域特性に応じた分散型のエネルギーです。

(2) 本県の取組状況

本県では、平成14年3月に策定した「鹿児島県新エネルギー導入ビジョン」に基づき、県有施設への新エネルギー設備導入を図るとともに、新エネルギー導入セミナーの開催や新エネルギーのパンフレットの作成・配布など、新エネルギーの普及啓発に努めています。

(3) 本県における新エネルギー導入状況

新エネルギーはコストや安定供給といった面で課題も多く、導入が進んでいない分野もありますが、本県においては、日照時間が長い、風況のいい地域が多いといった地域特性を生かして、太陽光発電や風力発電の導入が進んでいます。（表4-1）

また、焼酎粕などのバイオマスを利用した取組も進んでいます。

表4-1 本県の主な新エネルギー導入状況及び県内の設置事例

区 分	導入状況 (H21年度末現在)	導入目標 (H22年度)	施設概要 (設置場所、規模)
太陽光発電	62,093kW	83,000kW	かごしま県民交流センター (鹿児島市, 100kW) 私立高校 (南さつま市, 150kW)
風力発電	154,415kW	70,000kW	民間風力発電施設 (長島町, 2,400kW×21基) 民間風力発電施設 (南大隅町, 1,300kW×20基) 民間風力発電施設 (鹿児島市, 1,300kW×8基)
バイオマス 利用 (原油換算)	52,735kL	50,000kL	家畜排せつ物を利用した発電施設 (さつま町など) 焼酎粕を利用したバイオガス製造施設 (いちき串木野市など) 廃食油を利用した燃料製造施設 (霧島市, 南さつま市など)

8 その他の地球環境問題への対応

有害廃棄物の越境移動については、これまで、本県では有害廃棄物の輸出入が問題になったことはありません。

砂漠化については、本県の民間ボランティア団体が継続的に中国での植林活動を行っています。

第3節 地球環境を守るかごしま県民運動の推進

私たちの日常生活を通じて排出される二酸化炭素等の温室効果ガスが原因で、地球温暖化が急速に進んでいます。このまま何もしないで放置すれば地球規模での環境破壊につながり、私たち人類をはじめ全ての生物の生存基盤さえ危うくなることが懸念されています。

このため、県では平成13年11月から県民、事業者、行政が一体となって、地球温暖化防止などの環境保全に向けた具体的な実践活動に取り組む県民運動を全県的に展開しています。

第4節 県庁環境保全率先実行計画の推進

県自らが地球温暖化防止など環境保全に向けた取組を率先して進めるため、平成10年12月に「県庁環境保全率先実行計画」を策定し、県の全ての部局・機関で省エネルギーの推進やリサイクルの徹底など、環境負荷の削減に努めるための行動を率先して実施しています。

また、平成13年3月には、この計画を改定し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガス排出抑制のための実行計画として位置づけ、環境保全に向けた取組をなお、一層推進しています。

現計画の計画期間は平成17年度から平成22年度までで、進行管理は、「県地球温暖化対策推進本部」が行っています。

1 取組項目及び目標

本計画では、環境保全の取組を表4-2のとおり6の大項目、20の中項目に分類・体系化し、19の目標を掲げています。

表4-2 県庁環境保全率先実行計画の取組項目及び目標

大項目	中項目	目 標
1 環境に配慮した製品の購入・使用	(1)低公害車等の導入	・世界自然遺産に登録された屋久島においては、工事用車両等を除きクリーンエネルギー自動車の導入に努める。
	(2)再生紙の使用推進	・コピー用紙は、古紙配合率が高く、適度な白色度の再生紙を使用する。 ・トイレトペーパーは古紙配合率100%の製品を使用する。
	(3)グリーン購入の推進	・事務用品は原則として「エコマーク」や「グリーンマーク」のついた環境配慮型製品を購入する。
	(4)環境に配慮したイベントの開催の推進	・イベントの開催に当たっては環境に配慮して実施する。
2 廃棄物の減量化・リサイクルの推進	(5)廃棄物の減量化・リサイクルの推進	・本庁では、廃棄物総量を6%以上削減する。 ・各出先機関では、各市町村で定めた方法で分別を徹底し、廃棄物の減量化を図る。
3 省資源・省エネルギーの推進	(6)上水使用量の削減	・上水使用量を6%以上削減する。
	(7)電気使用量の削減	・電気使用量を2%以上削減する。
	(8)用紙類使用量の削減	・コピー用紙使用量を7%以上削減する。
	(9)燃料使用量の削減	・公用車の燃料使用量を11%以上削減する。
4 環境汚染の防止、緑化等の推進	(10)アイドリングストップ・エコドライブの推進	・アイドリングストップ・エコドライブを励行する。
	(11)緑化等の推進	・庁舎周辺の緑化を積極的に推進する。
	(12)汚染物質等の排出抑制等	・汚染物質や温室効果ガスの排出防止に積極的に努める。
5 公共建築物の建築・改修における環境配慮	(13)省資源に配慮した建築・改修の推進	・可能な限り環境に配慮した建築物の建築・改修を推進する。
	(14)省エネルギーに配慮した建築・改修の推進	
	(15)環境配慮型資材等の優先調達	
	(16)適切な公害防止施設の設置・使用	
	(17)周辺環境との調和	
6 職員の環境保全意識の向上	(18)研修の実施	・通勤に当たっては、極力、公共交通機関等を利用するよう努める。 ・エレベーターのある庁舎等においては、できるだけ上下3階までは階段を利用する。 ・環境保全活動等に積極的に参加するとともに、各家庭においても率先実行に努める。 ・県職員としての身だしなみを保ちながら、各自の自主性によりノーネクタイ等の軽装化を図る。
	(19)情報の提供等	
	(20)職員の自主的取組の推進	

※削減目標数値については、平成22年度（目標年度）における対平成14年度比の数値である。